

令和元年10月29日

道 路 局

## 『大規模災害からの復興に関する法律』に基づく 道路の直轄権限代行による災害復旧事業に着手

- 本日、『大規模災害からの復興に関する法律』における『非常災害』に『台風第19号による災害』を指定する閣議決定がなされました。
- これを受け、国土交通省では、被災地方公共団体からご要望頂いている6箇所の道路について、直轄権限代行による災害復旧事業に速やかに着手します。

### 【被災地方公共団体からご要望頂いている箇所】

宮 城 県 : 国道349号	福 島 県 : 国道289号
群 馬 県 : 国道144号	長 野 県 : 国道361号
相模原市 : 国道413号	東 御 市 : 市道白鳥神社線

問い合わせ先 :

道路局 国道・技術課	課長補佐 鳥澤 (内線 37-842)
代表 : 03-5253-8111	直通 : 03-5253-8492 FAX : 03-5253-1620
道路局 環境安全・防災課	課長補佐 宮本 (内線 38-142)
代表 : 03-5253-8111	直通 : 03-5253-8495 FAX : 03-5253-1622

## 令和元年台風第19号における直轄権限代行 一覧

### 【県・市管理国道】

自治体名	路線名	区 間
宮城県	国道349号	宮城県伊具郡丸森町耕野不動 ～ 宮城県伊具郡丸森町館矢間山田
福島県	国道289号	福島県いわき市田人町旅人字下坪 ～ 福島県いわき市田人町南大平字辺栗
群馬県	国道144号	群馬県吾妻郡嬭恋村大字大笹
長野県	国道361号	長野県上伊那郡南箕輪村字北沢山地内
相模原市	国道413号	神奈川県相模原市緑区青野原 ～ 神奈川県相模原市緑区青根

### 【市道】

自治体名	路線名	区 間
東御市	市道白鳥神社線	長野県東御市本海野地内

# 大規模災害復興法に基づく直轄権限代行 位置図(国道349号)



① 路肩流出



② 土砂崩落



③ 土砂崩落、路肩流出



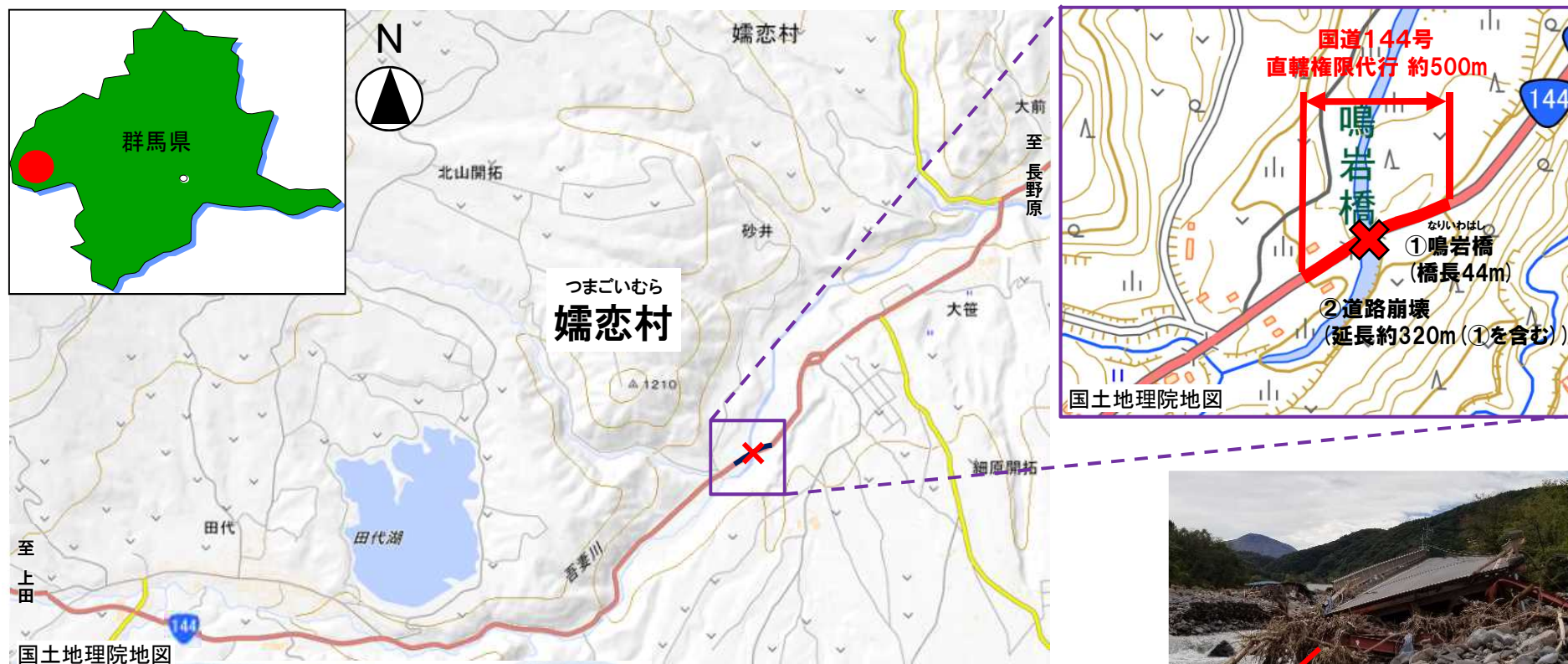
④ 路肩流出



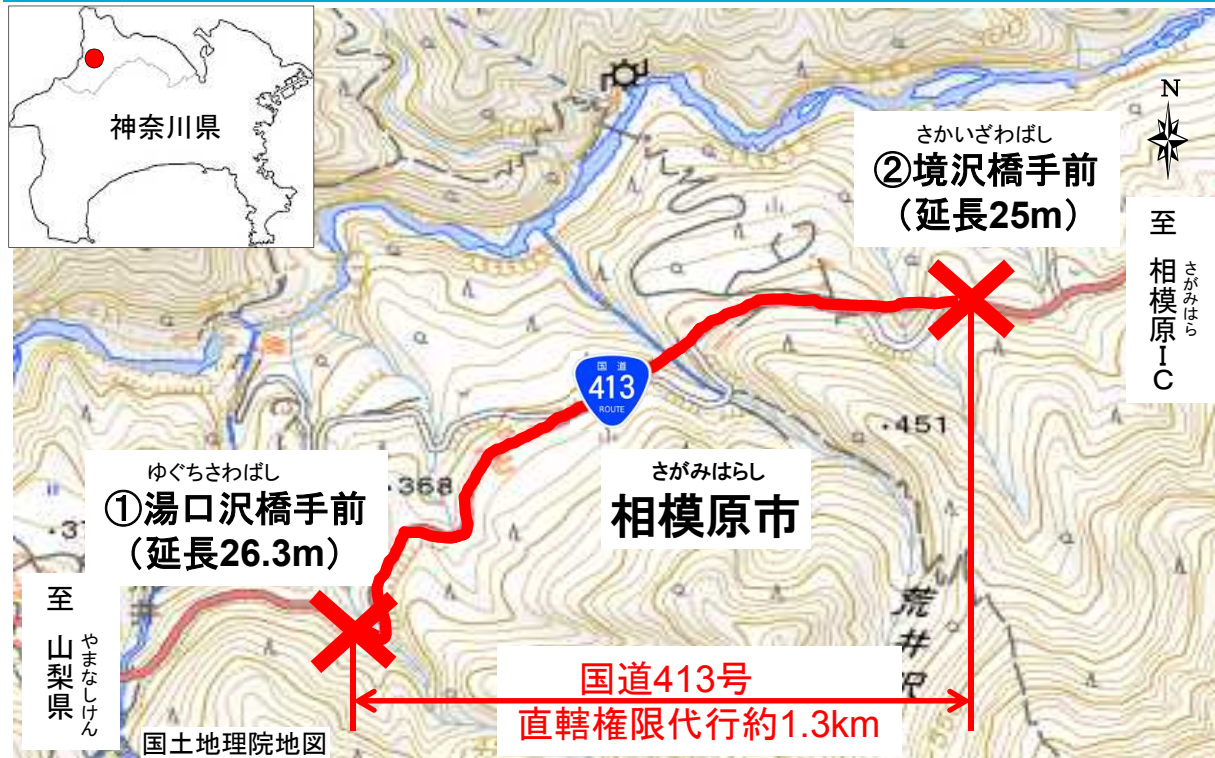
# 大規模災害復興法に基づく直轄権限代行 位置図(国道289号)



# 大規模災害復興法に基づく直轄権限代行 位置図(国道144号)



# 大規模災害復興法に基づく直轄権限代行 位置図(国道413号)



# 大規模災害復興法に基づく直轄権限代行 位置図(国道361号)



▲土砂崩落状況(遠景)



▲土砂崩落状況(橋梁下方より撮影)



▲橋台背面土砂崩落状況

# 大規模災害復興法に基づく直轄権限代行 位置図(市道白鳥神社線) しらとり じんじゃ 国土交通省



うんのじゅくばし  
【①海野宿橋(1)】



うんのじゅくばし  
【①海野宿橋(2)】



【②道路崩落】





## 【参考】

災害復旧直轄権限代行の根拠法

## 大規模災害からの復興に関する法律

### 第四十六条（道路法の特例）

国土交通大臣は、道路管理者である被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体に代わって自ら当該被災地方公共団体が管理する国道、都道府県道又は市町村道の当該特定大規模災害等によって必要を生じた次に掲げる事業に係る工事（以下「特定災害復旧等道路工事」という。）を施行することができる。

- 一 災害復旧事業
- 二 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する事業